

令和5年分政治資金収支報告書作成の手引

奈良県選挙管理委員会

収支報告書は政治資金規正法第12条により全ての政治団体に対して提出が義務づけられています。

政治団体の会計責任者は毎年12月31日(解散の場合は解散の日)現在で、その年における収支を報告しなければなりません。もし当該提出期限までに前年度分の収支報告書をも提出していない場合には、政治活動(選挙運動を含む)のために、いかなる名義をもってするを問わず、寄附を受け、又は支出をすることができなくなります。

収支報告書は活動の有無に関わらず、収入及び支出が「0」であっても必ず提出する必要があります(その場合は(その1)、(その2)、(その17)、(その20)の4枚のみ提出で可)。

1. 収支報告書の用紙

同封の「収支報告書」のとおり。用紙が不足する場合は、コピーしてください。

また、奈良県選挙管理委員会ホームページ内【各種様式のダウンロード】にも収支報告書の様式を掲載していますので、ご活用ください。

(奈良県選挙管理委員会ホームページ <https://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=2890>)

2. 提出期間

令和6年1月4日(木)から令和6年4月1日(月)まで

(土・日曜日、祝日を除く。国会議員関係政治団体は5月31日まで。)

受付時間：8時30分～17時15分

※ 例年3月下旬から受付が大変混み合い、受付まで長時間お待ちいただいております。混雑回避のため、可能な限り3月上旬までの提出をお願いいたします。

3. 提出先

奈良県選挙管理委員会事務局(奈良県庁主棟4階 市町村振興課内)

※ **郵送による提出も可能**ですが、記載内容に不備等があった場合は受付出来ませんので、記載内容を十分確認するとともに、チェックシート及び返信用封筒(切手付き)を同封してください(受付の控を返信するため)。

政治団体の各種届出・収支報告書の提出は、インターネットでも行えます(登録手続が必要)。詳しくは「政治資金関係申請・届出オンラインシステム」のホームページをご覧ください。

(政治資金関係申請・届出オンラインシステム <https://kyoudou.soumu.go.jp/kyoudou/GK020201>)

4. 添付書類

領収書等の写し（原本のコピー）

※ 国会議員関係政治団体は**1万円**を超える支出、国会議員関係政治団体以外の政治団体は**5万円**以上の支出について必要となります。

写しを添付すべき領収書を紛失などで添付できない場合は、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」（第15号様式）に記入してください。

【政治団体の区分別提出書類】

| | 一般の政治団体 | 資金管理団体※ | 国会議員関係政治団体 |
|-------------------|---------------------|-------------------------|-------------------------|
| 経常経費（その14）の内訳の記載 | 不 要 | 人件費以外必要 （支出額0円の時は不要） | 人件費以外必要 （支出額0円の時は不要） |
| 政治活動費（その15）の内訳の記載 | 必 要 （支出額0円の時は不要） | 必 要 （支出額0円の時は不要） | 必 要 （支出額0円の時は不要） |
| 領収書等の写しの添付 | 政治活動費のみ必要 | 人件費以外全て必要 | 人件費以外全て必要 |
| 内訳明細記載及び領収書提出対象金額 | <u>5万円以上</u> | <u>5万円以上</u> | <u>1万1円以上</u> |

※ 国会議員関係政治団体でもある資金管理団体については、国会議員関係政治団体として扱う。

5. その他注意事項

収支報告書を提出する際、記載内容に不備等があった場合はその場で訂正いただきますので、必ず会計責任者ご本人が持参ください。代理人が持参する場合は会計責任者からの委任状の提示または提出をお願いいたします。

政治団体の届出事項の異動もしくは政治団体を解散する場合、「政治団体届出事項の異動届」もしくは「政治団体解散届」の提出が必要です。収支報告書の提出の際に各届出を提出される場合、代表者も同伴ください。代理人が持参する場合は代表者からの委任状の提示または提出をお願いいたします。

ただし、代表者及び会計責任者の署名その他の措置（印鑑をお持ちいただく等）を講ずる場合は委任状は不要です。

収入・支出の分類基準表

<収入の分類>

| 項 目 | 内 容 |
|-------------------------|--|
| 1 党費又は会費 | 個人が負担する党費又は会費(規約等で定めている金額)の合計金額及び納入した者の実人員。(法人・政治団体からのものは除く。) |
| 2 寄附 | (1) 個人 個人からの寄附。特定寄附。 自動車・事務所・労務等の無償提供や物品は、金額に換算して計上する。 |
| | (2) 法人その他の団体 法人その他の団体が負担する党費又は会費を含む寄附。 |
| | (3) 政治団体 設立届出のある政治団体からの寄附。 |
| | (4) 政党匿名寄附 政党及び政治資金団体が、街頭又は一般に公開される演説会もしくは集会において受けた 1,000 円以下の寄附。 |
| 3 機関紙誌の発行その他の事業による収入 | 機関紙や機関雑誌の発行収入、政治資金パーティー開催収入、催物の事業収入、会合等での臨時会費や新年会・忘年会の会費収入。 ※具体的には「〇〇機関紙」・「〇〇政治資金パーティー開催」・「〇〇講演会会費」等細分の上記載する。 |
| 4 借入金 | 個人あるいは金融機関等からの借入金。 |
| 5 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 | 本部から支部への交付金、支部から本部への納付金又は支部間の交付金の額。なお、政党助成法に基づく支部交付金による収入についてもこの欄に記載する。 |
| 6 その他の収入 | 預金利子等、上記以外の収入。 |

<支出の分類>

| 項 目 | 項 目 別 区 分 例 | 内 容 |
|--------|---|--|
| 1 経常経費 | (1) 人件費 総額のみを(その13)の様式に記載し、内訳・領収書の写しは不要。 | 政治団体の職員に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当その他各種手当の類及び健康保険料その他の各種保険料の類をいう。 |
| | (2) 光熱水費 ○国会議員関係政治団体 …1件 <u>1万円</u> を超える支出から内訳・領収書の写しが必要。 | 電気、ガス、水道の使用料及びこれらの計器使用料等をいう。 |
| | (3) 備品・消耗品費 ○資金管理団体 …1件 <u>5万円</u> 以上の支出から内訳・領収書の写しが必要。 | 事務所の家具、複写機、事務用自動車等の備品及び文房具、ガソリン、雑誌等の消耗品購入費をいう。 |
| | (4) 事務所費 ○この2つ以外の団体 … <u>総額のみ</u> を(その13)の様式に記載し、内訳・領収書の写しは不要。 | 事務所の借料損料、公租公課、火災保険金等の各種保険金、電話・インターネット回線使用料、切手購入費、駐車場代等、事務所の維持に通常必要とされるものをいう。 |

| 項 目 | | 項 目 別 区 分 例 | 内 容 |
|------------|------------------|---|--|
| 2 | (1) 組織活動費 | 大会費、行事費、組織対策費、渉外費、交際費 | 当該政治団体の組織活動に要する経費をいう。(選挙に関するものを除く。) |
| | (2) 選挙関係費 | 公認推薦料、陣中見舞、選挙対策費 | 選挙に関して支出される経費で、例えば、公認推薦料、陣中見舞、選挙用資金その他選挙に関して行われる政治活動に要する経費をいう。 |
| 政治活動費 | (3) 機関紙誌の発行 | ア 機関紙誌の発行事業費 | 給与、材料費、印刷費、荷造発送費、原稿料 |
| | | イ 宣伝事業費 | 遊説費、新聞・ラジオ・テレビの広告費、ポスター・ビラ・パンフレットの作成費、宣伝用自動車の購入・維持費 |
| | ウ 政治資金パーティー開催事業費 | 会場借上費、記念品代、講演諸経費 | 政治資金パーティーの開催に要する経費をいう。 |
| | エ その他の事業費 | 新年会開催費、講演会開催費、バザー開催費 | 上記3つの事業以外の諸事業に要する経費をいう。 |
| | (4) 調査研究費 | 研修会費、資料費、書籍購入費、翻訳代 | 政治活動のために行う調査研究に要する経費をいう。 |
| (5) 寄附・交付金 | 寄附金、支部交付金、負担金 | 政治活動に関する寄附、本部又は支部に供与した交付金、負担金の類をいう。※選挙に関して支出される経費は選挙関係費に記載。 | |
| (6) その他の経費 | 借入金返済、貸付金 | 借入金返済、貸付金等上記に分類できない政治活動に要する経費や、労務の無償提供のような「金銭以外のものによる寄附相当分」をいう。 | |

※ 政治活動費は、上記の例示(区分)により、項目別区分欄に「組織活動費」、「寄附・交付金」というように小分類し、それぞれ別葉とする。